

各社会福祉施設・事業所等の長 様

埼 玉 県 福 祉 部 長

県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応について（通知）

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、厚くお礼申し上げます。

先般、「県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応について（通知）」（平成 2 1 年 5 月 1 9 日社福第 4 5 5 号）及び「児童福祉施設等における新型インフルエンザへの対応について（平成 2 1 年 5 月 1 9 日付け子育て第 1 0 8 号）」により、社会福祉施設における対応をお知らせしたところですが、別添のとおり厚生労働省から平成 2 1 年 5 月 2 0 日付で「社会福祉施設の対応（追加）」及び「基本的対処方針」が示されましたのでお知らせします。

また、これに伴い別紙「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応」についても改定をいたしました（障害者自立支援課ホームページに掲載）

貴施設においても、新型インフルエンザ感染防止・拡大防止に万全を期されるようお願いします。

なお、今後とも、国や県・市町村等からの新型インフルエンザ情報に御注意頂き、状況の変化に対応してください。

記

「社会福祉施設の対応（追加）」の主な事項

1 . 臨時休業を行った、短期入所、通所施設等については介護保険法上の休業の届出は不要であること。

また、臨時休業を行った障害福祉サービス事業所等については、障害者自立支援法第 4 6 条に基づく事業の休止の届出についても不要であること。

2 . 入所サービスを行う施設等において、職員や入所者が感染のおそれがある場合の対応を定めるなど、具体的な対応を示したこと。

「基本的対処方針」について

今回の新型インフルエンザの特性等から、外出や集会等の一律の自粛要請は行わないことや、学校、保育所等の対応をあらためて示した。

詳細については厚生労働省の「基本的対処方針」をよく確認してください。

なお、学校、保育所等の休業要請の考え方については、次のとおりです。

感染の初期、感染者が少数の地域は、感染拡大防止の観点から、区域内で

感染拡大のおそれがあるときは、市町村の一部又は全域、感染状況によっては県全域の臨時休業を要請する。

感染者が急速に増加している地域は、休業による感染拡大防止の効果が薄いことから、設置者等の判断により臨時休業を行う。

(季節性のインフルエンザと同様の対応)

【参考】

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

○埼玉県疾病対策課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BU00/kansen/index.htm>

○さいたま介護ねっと

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BD00/index.html>

○埼玉県高齢者福祉課ホームページ

(高齢者福祉施設等の事業者の方へ(通知等の掲載))

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BC00/osirase.html>

○埼玉県障害者自立支援課ホームページ

(障害者自立支援法について サービス事業者・施設向け情報 7 注意喚起)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BW00/attention/>

担当	社会福祉課	施設指導担当	3 2 2 5
	高齢者福祉課	施設指導担当	3 2 5 4
	介護保険課	介護保健施設指導担当	3 2 3 9
		事業者(居宅)指導担当	3 2 5 9 3 2 5 7
	障害者自立支援課	施設支援担当	3 3 1 4
		地域生活支援担当	3 3 1 7
	少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	子育て支援課	保育施設担当	3 3 2 8
	こども安全課	養護担当	3 3 3 1
電話	0 4 8 - 8 3 0 - (各担当の番号)		